

東京都地域防災計画

原子力災害編

(令和3年修正)

東京都防災会議

目次

目次

第1部 総則	1
第1章 計画の方針.....	3
第1節 計画の目的.....	3
第2節 計画において尊重すべき指針.....	4
第3節 計画の構成.....	4
第4節 計画の習熟等.....	5
第5節 計画の修正.....	5
第2章 放射性物質又は放射線の放出形態.....	6
第1節 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態.....	6
第2節 核燃料施設で想定される放出形態.....	6
第3章 協議の対象となる原子力事業所.....	8
第1節 原子力事業所の名称、所在地等.....	8
第2節 原子炉施設等の概要.....	9
第2部 災害予防・応急・復旧対策計画	11
第1章 災害予防計画.....	13
第1節 原子力事業者との防災事務に関する協議及び防災要員の現状等の届出の受理.....	13
第2節 立入検査と報告の徴収.....	13
第3節 原子力防災専門官との連携.....	13
第4節 防災知識の普及.....	13
第5節 防災業務関係者に対する研修.....	14
第6節 防災訓練等の実施.....	14
第7節 情報伝達体制の整備.....	14
第8節 都民への情報提供等.....	14
第2章 災害応急対策計画.....	15
第1節 基本方針.....	15
第2節 応急活動体制.....	15
第3節 情報の収集・伝達.....	16
第4節 応援協力.....	18
第5節 警備・交通規制.....	18
第6節 都の情報連絡体制.....	18
第7節 都民への情報提供等.....	19
第3章 災害復旧対策計画.....	21
第1節 保健医療活動.....	21

目 次

第2節 放射性物質への対応	21
第3節 風評被害への対応	22
資料編	23
資料第1 緊急事態区分	25
資料第2 原子力災害対策指針「表3 OIL と防護措置について」	26
用語集・索引	29
用 語 集	31
索 引	32

第1部

総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

- 平成11年(1999年)9月30日に茨城県東海村にあるウラン加工施設において、臨界事故が発生し、我が国で初めて原子力災害による住民の避難や屋内退避が必要となった。
- この事故を教訓にして、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)(以下「原災法」という。)が制定され、国、地方公共団体及び関係機関において原子力災害に対する抜本的な強化を図ることとなった。
- 都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域(※)に都の地域は含まれていない。
- このことから、国内の原子力施設において、放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、都は、都民の避難等の対応を迫られるものではない。
- しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、都の近くにある原子力施設で原子力緊急事態が発生した場合に備え、都民の心理的動揺や混乱をできるかぎり低くするように対応することが必要となる。
- また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえ、都の初動態勢と都民の不安の払拭と安全の確保を図る必要がある。
- そこで、この計画では、このような事態に関する情報収集や都民へ迅速で正確な情報を提供する体制を整備し、都民の不要な混乱を防止することを目的とする。
- また、この計画に定めのない事項については、本書の大規模事故編を準用して対処する。
- なお、放射線使用施設等への対応については、大規模事故編第2部第2章第1節放射線等使用施設(P42)及び第3部第6章第5節放射線使用施設等の応急対策(P160)で、核燃料物質等の輸送に係る原子力災害への対応については、大規模事故編第3部第6章第6節危険物輸送車両の応急対策(P162)で定めるところによる。(ただし原災法第10条第1項に基づき原子力事業者から特定事象発生のお知らせ(以下「第10条第1項通報」という。)があった場合の対応及び同法第15条第2項に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応については、本計画に定めるところによる。)

(※) 原子力災害対策重点区域とは、国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている。

第1部 総則
第1章 計画の方針

る区域である。当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要である。

原子力災害対策指針においては、実用発電用原子炉（発電の用に供する原子炉）に係る原子炉施設については、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Zone）を定めており、また、実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域についても定めている。

第2節 計画において尊重すべき指針

- この計画の専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が決定した原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。

第3節 計画の構成

- この計画は、都及び防災機関が行うべき原子力事故対策を予防、応急、復旧対策に分けて記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1部 総則	放射性物質又は放射線、原子力事業所の概要等
第2部 災害予防・応急・復旧対策計画	事業者及び関係機関が行う予防対策、原子力事故発生時に都及び関係機関がとるべき対策等

第4節 計画の習熟等

- 各防災機関は、平素から危機管理の一環として、原子力事故対策を推進する必要がある。このため、原子力事故等に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、原子力事故に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、原子力事故への対応能力を高める。
- 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女双方など多様な性の在り方に配慮した視点で原子力事故対策を推進する。

第5節 計画の修正

- この計画には、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を東京都防災会議に提出する。

第2章 放射性物質又は放射線の放出形態

- 原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出形態は、原子力災害対策指針において、以下のように想定されている。

第1節 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

- 原子炉施設においては、多重の物理的防護壁があるが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。
この際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の放射性希ガス及び揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。
- さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。
- 実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第2節 核燃料施設で想定される放出形態

1 火災、爆発等による核燃料物質の放出

- 核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって施設からウラン又はプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。
- これらの放射性物質は上記1項と同様にプルームとなって放出、拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

2 臨界事故

- 臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。
- 遮へい効果が十分な箇所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。
- なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮が必要である。

第3章 協議の対象となる原子力事業所

- 原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を策定または修正しようとするときは、あらかじめ当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事及び市町村長に加え、当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する都道府県の都道府県知事(以下「関係周辺都道府県知事」という。)に協議しなければならない(原災法第7条第2項)。
- 都においては、関係周辺都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所は、神奈川県内の1ヵ所である。

第1節 原子力事業所の名称、所在地等

1 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所

所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号 電話：044-288-8030 F A X：044-266-4801
事業者名	名称：東芝エネルギーシステムズ株式会社 所在地：神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
原子炉施設等	東芝臨界実験装置(NCA：Toshiba Nuclear Critical Assembly) 核燃料使用施設

第2部
災害予防・応急・復旧
対策計画

第1章 災害予防計画

第1節 原子力事業者との防災事務に関する協議及び防災要員の現状等の届出の受理

- 都は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、原子力事業者が計画を作成または修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づく関係周辺区市町村に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺区市町村の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させる。
- 都は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現状について届出があった場合、関係周辺区市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。
- 都は、原子力事業者からその原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出があった場合、関係周辺区市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。
- 都は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現状について届出があった場合、関係周辺区市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。

第2節 立入検査と報告の徴収

- 都は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防(再発防止を含む。)のための措置が適切に行われているかどうかについての確認をする。
- 立入検査を実施する都の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行う。

第3節 原子力防災専門官との連携

- 都は、本計画の作成、原子力事業所の防災に関する情報の収集、連絡及び周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達について、平常時より原子力防災専門官との連携を図る。

第4節 防災知識の普及

1 防災広報

- 都は、国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施するとともに、関係周辺区市町村が行う住民等に対する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行う。
 - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - (2) 原子力施設の概要に関すること。

- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 緊急時に住民が取るべき行動に関すること。
- 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、その他の要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女双方など多様な性の在り方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2 防災教育

- 都及び区市町村の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第5節 防災業務関係者に対する研修

- 都は、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じて実施する。
 - (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
 - (2) 原子力施設の概要に関すること。
 - (3) 原子力災害とその特性に関すること。
 - (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
 - (5) 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること。
 - (6) 危機管理に関すること。
- 防災関係機関は、都、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

第6節 防災訓練等の実施

- 都、警視庁及び東京消防庁は、原子力施設が所在する地方公共団体と協力するなどして、緊急時通信連絡訓練、都民に対する情報伝達訓練等の防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施する。

第7節 情報伝達体制の整備

- 都は今後、都内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する（詳細は、応急対策を参照）。
（震災編第2部第12章「放射性物質対策」P549）

第8節 都民への情報提供等

- 放射性物質等による影響が懸念される事態が発生した場合に備え、国や区市町村との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。
（震災編第2部第12章「放射性物質対策」P549）

第2章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

- 原子力災害対策指針では、災害応急対策として、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分(資料第1)を決定し予防的防護措置を実行するため、緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル(Emergency Action Level。以下「EAL」という。)を設定するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル(Operational Intervention Level。以下「OIL」という。)(資料第2)を設定し、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築している。
- ただし、第1章第1節にて記載のとおり、都内には原子力施設が存在せず、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に都の地域は含まれていないため、本章では、原災法第10条第1項通報があった場合の対応及び同法第15条第2項に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応を中心に示すものとする。
また、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 応急活動体制

1 都の活動体制

- 知事は、原子力事業者から第10条第1項通報があった場合又は原子力緊急事態宣言が発出された場合、法令及び本計画の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、区市町村及び他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う責務を有する。
- 上記の責務を遂行するため、必要がある場合は応急災害本部又は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。
- 都本部等の設置及び廃止等については、大規模事故編第3部第1章第1節 東京都災害対策本部の組織・運営(P95)に定めるところによる。

2 専門家の派遣要請

- 都は、原子力事業者から第10条第1項通報があった場合又は原子力緊急事態宣言が発出された場合、必要に応じ、安全規制担当機関に対して専門家の派遣を要請する。

3 区市町村の活動体制

- 区市町村においては、原子力事業者から都に第10条第1項通報があった場合又は原子力緊急事態宣言が発出された場合、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区市町村地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町

村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策の実施に努める。

- 区市町村の活動体制は、大規模事故編第3部第1章第5節 区市町村の活動体制 (P110)に定めるところによる。

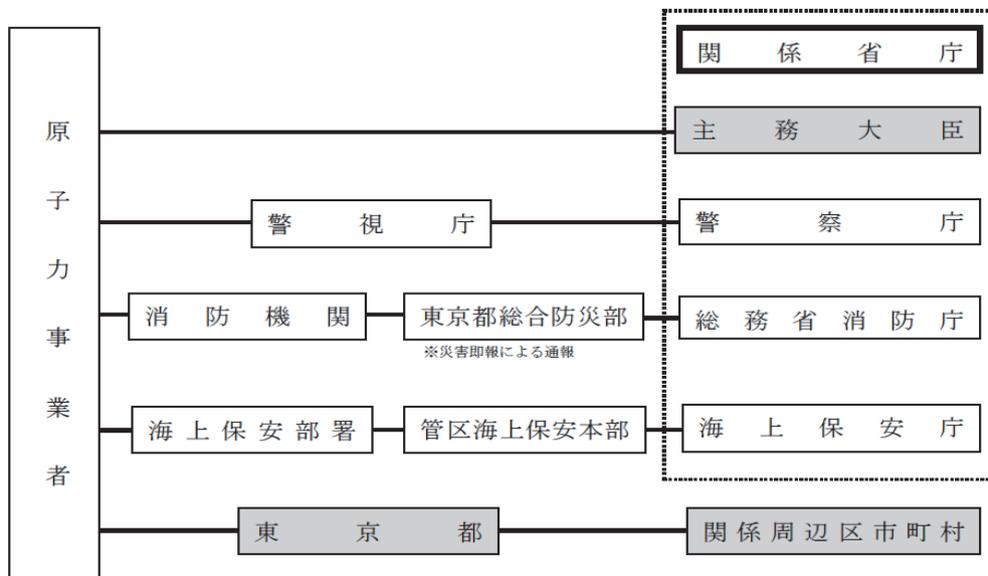
4 防災機関の活動体制

- 防災機関の活動体制は、大規模事故編第3部第1章第6節 防災機関の活動体制 (P110)に定めるところによる。

第3節 情報の収集・伝達

1 情報連絡体制

- 原子力事業者から都に第10条第1項通報があった場合又は原子力緊急事態宣言が発出された場合における都の情報連絡体制は、次のとおりとする。



(注) は、第10条第1項通報箇所を示す。

2 被害状況等の調査報告

- 原子力事故発生時の通報、被害状況等については、次により伝達する。

機関名	内容
区市町村	○ 区市町村は、事故による災害について、必要な応急対策を行ったときは、大規模事故編第3部第2章第3節 被害状況等の報告体制 (P122)に定める要領に準じ、都に報告する。
都総務局	○ 第10条第1項通報があった場合 原子力事業者、神奈川県、川崎市、安全規制担当省庁(原子力防災専門官を含む。)との間において、通報を受けた事項、応急対策活動の状況等の情報の収集及び連絡等に努める。

機関名	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力緊急事態宣言が発出された場合 原子力緊急事態宣言発出後、速やかに対策拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)へ職員を派遣し、情報の収集及び連絡等に努める。
都産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内産農林水産物等の被害情報の提供 都内産農林水産物等の放射性物質汚染に関する正確な情報を、都民や農業者等に提供し、風評被害の防止に努める。 ○ 放射線等の被害状況の調査報告 第10条第1項通報があった場合、次の項目について調査、監視し、その結果を都災害対策本部に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大気、雨水、大気浮遊塵の放射能による汚染レベル (2) 都内産農林水産物等の放射能による汚染レベル (3) 空間線量率
都生活文化局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第10条第1項通報があった場合、生活必需品等の価格需給動向について、情報の収集に努める。
都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性物質に汚染され、人の健康をそこなうおそれのある生鮮食料品等について、卸売会社に市場への搬入差し止め、または、販売差し止めを指示し、流通を防止する。入荷した当該物品については、卸売会社を通じて出荷者に自主回収を要請する。
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水質センターにおいて、浄水場原水・浄水等の放射線量を測定するとともに、流域水道事業体の状況等について情報収集を実施する。
都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設に対して、放射性物質による汚染の疑いがあるときには、下水汚泥焼却灰等の放射線を測定する。
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大気環境測定局で得られた気象データの提供に関することを実施する。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力規制委員会、放射線医学総合研究所、国の緊急被ばく医療チーム等の協力を得て、医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。 ○ 第10条第1項通報があった場合、空間放射線量について調査、監視し、その結果を都災害対策本部に報告する。
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警視庁は、事故の発生時において、各方面本部、警察署、警察庁等から当該事故に関する情報を収集し、事故状況により応急対策が必要と判断したときは、直ちにその旨と被害状況を取りまとめ、都に通報するとともに、区市町村、東京消防庁及び関係機関と相互に情報交換を図る。 ○ 主な収集事項は、大規模事故編第3部第2章第3節 被害状況等の報告体制(P122)に定めるところによる。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携して当庁管内における被災状況等の調査を実施し、都災害対策本部に情報提供する。

3 災害時の広報等

- 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における都民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。
- 情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。
- 各防災機関の広報活動方法は、大規模事故編第3部第2章第4節 災害時の広報及び広聴活動（P128）に定めるところによる。

第4節 応援協力

- 応援協力については、大規模事故編第3部第4章第1節 応援協力（P144）に定めるところによる。

第5節 警備・交通規制

- 原子力災害の発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予測される。
- このため、都民の生命、身体、財産の保護のため、治安の維持に万全を期することが必要となる。
- 警備、交通規制については、大規模事故編第3部第8章 警備交通規制（P179）に定めるところによる。

第6節 都の情報連絡体制

- 放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる都の体制を整備する。

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 放射能対策チーム等を設置する。

2 詳細な取組内容

- (1) 都災害対策本部を設置した場合
 都災害対策本部の下に、都関係局で構成する放射能対策チーム（仮称）（以下、「対策チーム」という。）を設置する。
 ア 対策チームでは、都各局が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。
 （構成メンバー）
 都政策企画局、都総務局、都財務局、都環境局、都福祉保健局、都病院経営本部、都産業労働局、都中央卸売市場、都港湾局、都水道局、都下水道局ほか

イ 対策チームの事務は、都総務局が掌理する。

(2) 都災害対策本部を設置しない場合

ア 放射能対策連絡調整会議を設置する。

イ 機能は上記対策チームと同様とする。

(震災編第2部第12章「放射性物質対策」P556)

第7節 都民への情報提供等

1 対策内容と役割分担

モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局 都 生 活 文 化 局	○ 的確な情報提供・広報
都 環 境 局	○ 大気環境測定局で得られた気象データの提供 ○ 都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集
都 福 祉 保 健 局	○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 保健所において被ばく線量等の測定 ○ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表
都 産 業 労 働 局	○ 都内産農林水産物等の放射性物質検査
都中央卸売市場	○ 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止
都 水 道 局	○ 浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供
都 下 水 道 局	○ 下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射線量の測定、情報提供
区 市 町 村	○ 放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表

2 詳細な取組内容

《都総務局》 《都生活文化局》

- 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における都民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。
- 情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。
- 各防災機関の広報活動方法は、大規模事故編第3部第2章第4節 災害時の広報及び広聴活動（P128）に定めるところによる。

《都環境局》

- 大気環境測定局で得られた気象データを提供する。

- 都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集する。

《都福祉保健局》

- 原子力規制委員会、放射線医学総合研究所、国の緊急被ばく医療チーム等の協力を得て、医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。
- 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定結果について、情報提供する。

《都産業労働局》

- 都内産農林水産物等の放射性物質検査の実施と情報提供

《都中央卸売市場》

- 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が、出荷制限等を指示した食品及び生産地自治体が、出荷等の自粛を要請した生鮮食料品に関する情報を、速やかに、安全・品質管理者（SQM）を通じて、市場関係事業者へ周知し、市場内での流通・取引を防止する。

※SQM（セイフティ&クオリティ・マネージャー）

市場内の自主的衛生管理等の推進役・食品危害発生時の連絡調整役

《都水道局》

- 水質センターにおいて、浄水場原水・浄水の放射性物質を測定した結果を公表するとともに、流域水道事業体の状況等について情報収集を実施する。

《都下水道局》

- 汚泥処理を行っている各水再生センター、スラッジプラントの汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーを測定、公表する。
(震災編第2部第12章「放射性物質対策」P558)

第3章 災害復旧対策計画

第1節 保健医療活動

1 役割分担と対策内容

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における都民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局 都 病 院 経 営 本 部	○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定
区 市 町 村	○ 健康相談に関する窓口の設置 ○ 外部被ばく線量等の測定

2 詳細な取組内容

《都福祉保健局》 《都病院経営本部》

- 放射線医学総合研究所、国立病院、国立大学附属病院の医療関係者からなる緊急医療派遣チームの指導、助言、行政からの要請に基づき、保健所、都立病院において、住民等の外部被ばく線量等の測定を実施する。
- 都の体制では不足が見込まれる場合は、災害拠点病院等に対し、実施を要請する。

《区市町村》

- 住民の求めに応じ、公立病院、保健所において外部被ばく線量等の測定等を実施する。

第2節 放射性物質への対応

1 役割分担と対策内容

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局 区 市 町 村	○ 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

2 詳細な取組内容

放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。
(震災編第2部第12章「放射性物質対策」P563)

第3節 風評被害への対応

1 役割分担と対策内容

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。
 このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

機 関 名	対 策 内 容
都産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的実施するとともに、都民に対して情報提供を行う。 ○ 海外のメディアや旅行事業者に対して、東京の安全性や魅力をPR ○ 工業製品の放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性のPRに努める。
都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止 ○ 卸売市場を流通する生鮮食料品の安全性のPR及び正確な情報の提供
都港湾局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貿易相手国等に対して東京港の安全性をPR

2 詳細な取組内容

《都産業労働局》

- 都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的実施して検査結果を公表することで、風評被害の防止に努めるとともに、消費者に対して正確な情報提供を行い、都民の安全・安心の確保に努める。
- 外国人旅行者を回復・増加させるため、海外の有力メディアや旅行事業者等に対して、旅行目的地としての東京の安全性や魅力を積極的にPRする。
- 都内中小企業が海外との商取引において、工業製品の放射線検査証明が求められる場合、東京都立産業技術研究センターに協力要請して、放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性のPRに努める。

《都中央卸売市場》

- 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が、出荷制限等を指示した食品及び生産地自治体が、出荷等の自粛を要請した生鮮食料品に関する情報を、速やかに、安全・品質管理者（SQM）を通じて、市場関係事業者へ周知し、市場内での流通・取引を防止する。
- 卸売市場に出荷された生鮮食料品について、産地支援イベントを開催し、安全性をPRするとともに、放射性物質に関する正確な情報提供などを行う。

《都港湾局》

- 必要に応じて東京港における放射性物質検査を実施することにより、安全性を確認して正確な情報提供を行い、風評被害の防止に努める。
 （震災編第2部第12章「放射性物質対策」P564）

資 料 編

資料第1 緊急事態区分

緊急事態区分	対 策 内 容 等
1 警戒事態	<p>警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング(放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。)の準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。</p> <p>また、原子力事業者は、これらの経過について、連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、原子力施設の近傍のPAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</p>
2 施設敷地緊急事態	<p>施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。</p> <p>また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施しなければならない。</p>
3 全面緊急事態	<p>全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。</p> <p>また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。</p> <p>また、UPZ内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることも必要である。</p>

資料第2 原子力災害対策指針「表3 OILと防護措置について」

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数時間を目途に区域を特定し、避難を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ※3 (皮膚からの数cmで検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
β 線：13,000cpm ※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)						
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の接種を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数日以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間を目処に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 m²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は訳120 Bq/m²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、

該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

用語集・索引

用語集

屋内退避

原子力災害時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。

オフサイトセンター

原子力災害発生時に避難住民等に対する支援など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方自治体、関係機関及び専門家などが情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設である。緊急事態応急対策拠点施設。

核燃料物質

原子力基本法の規定により、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。

サーベイメーター

放射性物質または放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、小型で可搬型の放射線測定器のこと。

被ばく

人体が放射線を受けることをいう。その受け方によって外部被ばくと内部被ばくに分けられる。

ラジオ・アイソトープ (RI)

放射性同位元素といい、放射線を発する原子番号が同じで質量数の異なる元素をいう。医療や工業に広く利用されているが、放射線は、取扱いを誤ると人体に対して深刻な影響を与える可能性があることから、その取扱いについては注意を払う必要がある。

臨界事故

核燃料物質は、核分裂性物質の量、形状、中性子に対する条件が整うと、核分裂の連鎖反応が起こる。この核分裂による連鎖反応が継続している状態を臨界状態にあるという。核燃料施設では、臨界が起こらないように、核燃料物質の取扱量を制限したり容器等の形状を工夫し臨界管理を行っている。

索引

か

核燃料施設..... 6,31

き

危険物輸送車両..... 3

け

原子炉施設..... 4,6,8,9

原子力防災専門官..... 13,16

と

都災害対策本部..... 15,17,18,19

ほ

放射性同位元素..... 31

放射線等使用施設..... 3

り

臨界事故..... 3,7,31

平成 14 年 4 月 策定
平成 24 年 11 月 第 1 次修正
令和 3 年 1 月 第 2 次修正

印刷物規格表第 2 類

印刷番号(2) 104

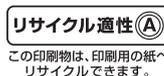
東京都地域防災計画

原子力災害編

編集発行 東京都防災会議

(東京都防災会議事務局) 東京都総務局総合防災部
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電 話 03 (5321) 1111 (代) 内線 25-016

印 刷 株式会社まこと印刷
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-19-7
電 話 03 (6230) 9590



古紙・パルプ配合率70%再生紙を使用しています

